

## 契約条項

令和5年4月1日改正版

- 1 受注者は、市長の書面による事前の承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。
- 2 契約を履行した旨の通知を市が受理した日を起算日として10日以内に市の検査を受け、当該検査に合格した時をもって、引渡しとする。
- 3 市は、適法な請求書を受領した日を起算日として30日以内に契約単価（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）に納入数量を乗じて得た額（以下「物品代金」という。）を支払うものとする。
- 4 検査又は物品代金の支払の遅延による遅延利息の額は、当該物品代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。
- 5 受注者は、正当な理由がなく、履行期限までに履行することができなかつたときは、履行期限の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数に応じ1日につき契約単価に仕様書記載の予定数量を乗じて得た額（以下「執行予定額」という。）の1,000分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。
- 6 市は、引き渡された物品について種類、品質又は数量に関して本契約の目的及び仕様に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は物品代金の減額を請求することができる。
- 7 物品の引渡し前に生じた損害は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とし、市は債務の履行を拒むことができる。
- 8 市は、受注者が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第36条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- 9 この契約条項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、執行予定額の10分の1に相当する額の違約金を支払うものとする。ただし、市に生じた損害の額がこの違約金の額を超える場合において、その超える分につき市が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 10 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。また、受注者が、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 11 受注者が、次のいずれかに該当した場合には、市は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、市に対し、市の被った損害を賠償するものとし、かつ、受注者は、解除により生じる損害について、市に対し、一切の請求を行わない。
  - (1) 受注者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
  - (2) 受注者が反社会的勢力と次の関係を有していること。
    - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
    - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
    - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
    - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - (3) 受注者の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結したこと。
  - (5) 受注者自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしたこと。
    - ア 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
    - イ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ウ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
    - エ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
    - オ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）であつて、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為
    - カ その他アからオに準ずる行為
- 12 この契約と他の契約（市長及び受注者間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 13 受注者は、この契約の履行に関しては、日本国が締結した条約、日本国の法令並びに新潟市の条例及び規則等を遵守するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、新潟市の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 15 この契約に関し疑義が生じたときは、当事者間で協議の上、決定するものとする。